

企画財政部長（桶屋栄造君）

仮に土地区画整理事業の手法で整備をする場合には、小川議員御指摘のとおり、土地所有者が組合を設立して施行する組合施行と、市が土地を買収して施行する市施行の2種類が考えられます。このどちらを採用するかにつきましては、それぞれに一長一短がございますので、事業の内容により判断することとなります。

また、何よりも土地所有者の意向が重要ということになりますので、整備計画を検討する中で、地元や土地所有者の御意見もお聞きしながら最善の整備手法を選択してまいりたいと、かように考えているところでございます。